新型コロナウイルス感染防止対策について

令和5年 5月8日 玄海みらい学園 学園長 藤田 郁夫

保護者の皆様におかれましては、日頃より児童生徒の健康管理を行っていただき感謝申し上げます。 令和5年4月7日付の保護者宛文書にて、令和5年4月からの新型コロナウィルス感染防止対策について お知らせをしましたが、令和5年5月8日からの新型コロナウィルス感染症の5類への引き下げにともな い、玄海町教育委員会の指導のもと、下記のように対応が変更されましたのでお知らせいたします。ご理解 とご協力をお願いいたします。※変更箇所は四角囲みをしています。

記

- 1 基本的な感染症対策
- (1) 学校生活における「3つの密」(密閉・密集・密接)の回避について
 - 教室等は、必要に応じて適宜換気をする。
 - 感染症の流行が懸念される場合は、近距離で組み合ったり接触したりする活動やグループ学習等の 対面での学習活動は回数や時間を絞るなど、工夫して密接を避ける。
- (2) マスクの着用について
 - 通学時を含め、学校でのマスクの着用は求めない。
 - 感染症の流行が懸念される場合や必要な場面でのマスクの着用は、個人の判断とする。
- (3) 手洗いや教室等の消毒について
 - 必要な場面での手洗いを励行する。
 - 感染症の流行が懸念される場合は、必要に応じて教室内の共用物を消毒する。
- (4) 児童生徒及び職員の健康状態の把握について
 - 児童生徒及び職員は、毎朝の健康観察に留意する。
 - 児童生徒及び職員は、発熱等の風邪症状がある場合は登校しない。
- 2 感染リスクが高い活動への対策
- (1)各教科活動等
 - 感染症の流行が懸念される場合は、必要な感染症対策を行った上で、「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っての発声」はできるだけ避け、回数や時間を絞るなどして実施する。
- (2) 給食
 - 給食前後の手洗いを励行する。
- (3) 部活動
 - 活動前後の手洗いを励行し、感染症の流行が懸念される場合は必要に応じて共用物を消毒する。
 - 体育館等の屋内での活動は、必要に応じて適宜換気をする。
- 3 児童生徒の感染が確認された場合等の対応
- (1) 児童生徒が「感染した(陽性だった)」場合
 - 発症後5日経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで出席停止とする。
 - 学校は、町教育委員会と協議のうえ学級・学級閉鎖等の態様を決める。
- ※ 児童生徒が濃厚接触者(同一世帯の陽性者の同居者)に特定された場合の対応は廃止となりました。
- ※ 佐賀県独自の「要待機者」と「要待機者判断のためのチェックリスト」は、令和5年3月12日までで廃止となりました。
- ※ 上記のことは、今後変更される場合がありますので、ご了承ください。